



印西市成年後見制度 利用促進基本計画

令和2年9月29日現在 案

令和3年〇月
印 西 市

計画の概要

1 計画策定の背景・趣旨

平成12年4月から新たな成年後見制度が開始されましたが、それまでは、100年以上も前に設けられた禁治産、準禁治産の制度が継続されていました。禁治産、準禁治産は後見人等の届出等により戸籍に記載されるなど様々な問題点が指摘された利用しにくい制度でした。

そこで、平成12年の介護保険制度の開始と共に、措置から契約の時代となり、これに合わせた形で、新しい成年後見制度がスタートしました。

これまでの成年後見制度は、急速に進む高齢化への対応、知的障害のある人や精神障害のある人等の福祉の充実の観点から、自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションなどの理念が反映された制度ですが、実態としては成年後見制度改革の趣旨に基づいた十分な利用がなされていないことから、国では、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、成年後見制度利用促進会議等を設置し、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。

平成29年3月には、成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条第1項の規定に基づき、国により成年後見制度利用促進基本計画が策定され、市町村においては国が定める基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるものとされています。

2 策定にあたって

印西市成年後見制度利用促進基本計画は、様々な地域生活課題を抱えながらも権利利益が守られ、地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が互いに支えあう地域をともにつくっていくことができる「地域共生社会」の実現に向けて、包括的な支援体制を整え権利擁護の推進をはかるため、地域福祉計画と一体的に策定します。

本計画は、上位計画である印西市地域福祉計画との整合を図るとともに、印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、印西市障がい者プラン(印西市障害者基本計画、印西市障害者福祉計画)において施策を展開します。

なお、本計画は、令和元年度に弁護士、司法書士、社会福祉士、家庭裁判所等の専門職を構成員とした印西市成年後見制度利用促進に係る意見交換会での意見及び提案をもとに作成した「印西市成年後見制度利用促進に係る意見交換会のまとめ」に基づき策定します。

3 計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和7年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間中は、第4次印西市地域福祉計画、第8期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、印西市障害者プラン（第4次障害者基本計画・第6期障害福祉計画）との整合をはかりながら、進捗状況や社会情勢の変化等に応じて必要な見直を行います。

計画名	2020	2021	2022	2023	2024	2025
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域福祉計画	第3次	第4次地域福祉計画 成年後見制度利用促進基本計画				
成年後見制度 利用促進基本計画						
高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画	第7期	第8期			第9期	
障害者基本計画 障害者福祉計画	第3次 第5期	第4次・第6期			第5次・第7期	

4 市の現状と課題

市の高齢化率は県内では3番目に低く、人口も伸びている状況ですが、高齢化率は介護保険制度が始まった平成12年の11.9%から約20年経過した令和元年には22.4%と超高齢社会になっており、高齢者人口推計では、今後も高齢化率は上昇していくことが見込まれています。

また、認知症の人や障害者手帳を保持している人も増加しており、権利擁護支援を必要とする人も今後増加することが予想されます。

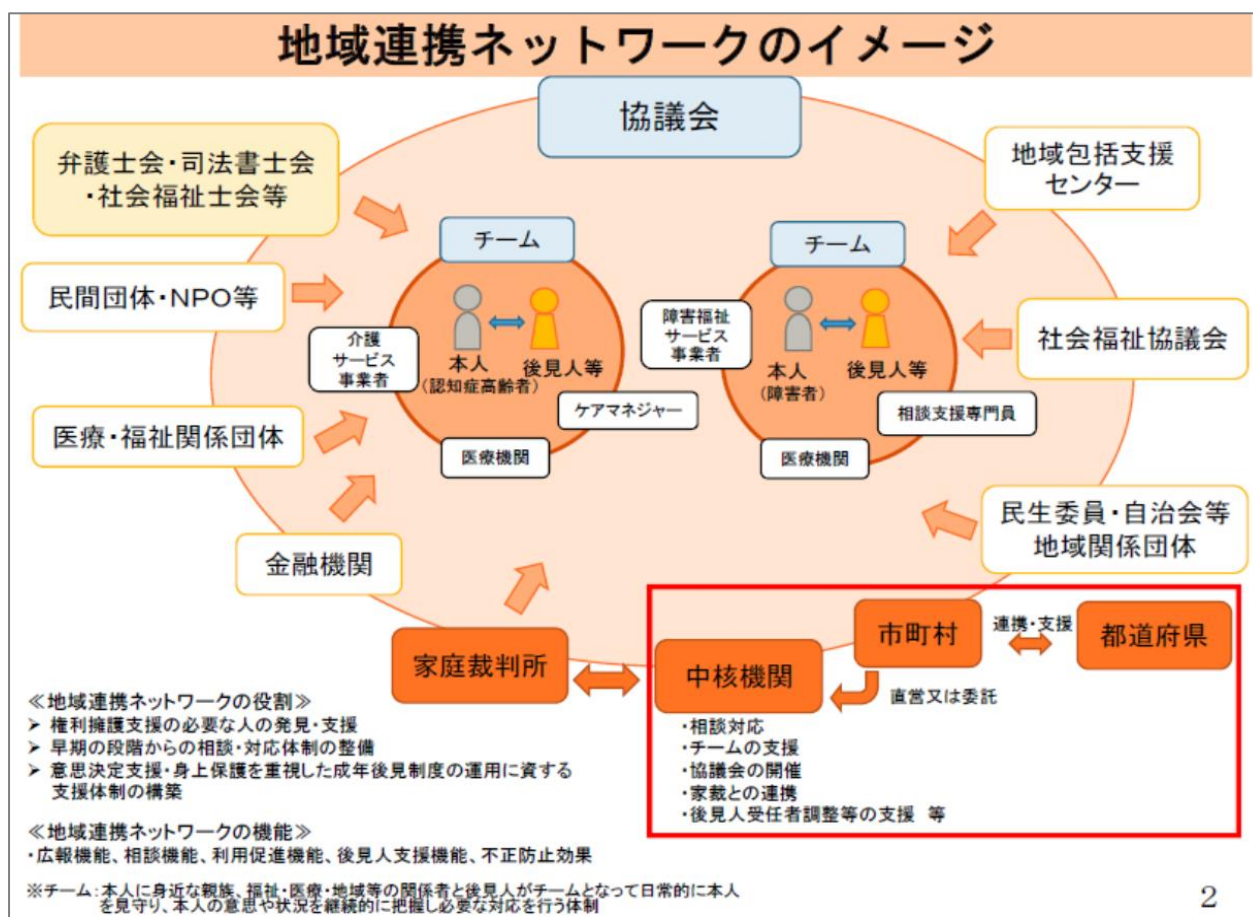
市では、これまで成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見制度の活用が必要であっても申立て者がいない人の市長申立て、成年後見人等へ報酬を助成する成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度周知事業等を実施してまいりました。

しかし、第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定のためのアンケートにおいて、成年後見制度を理解している人は16.4%という結果となり、制度周知を含めた利用促進の取り組みが求められます。

5 市が目指す権利擁護支援

権利擁護支援のためには、権利擁護を必要とする人が、成年後見制度を自分らしい生活を守るための制度として利用できるよう、保健・医療・福祉の連携に司法も含めた地域連携ネットワーク（下図参照）を構築することが必要とされています。

地域連携ネットワークには、「地域の中で権利擁護支援の必要な人を発見し、支援へ結び付けること」「早期の段階から相談に結びつき、対応できること」「支援が必要な人の意思決定支援、生活療養看護に関する事務などを行う身上の保護などを重視した成年後見制度の運用のための支援体制を構築していくこと」という3つの役割があり、この地域連携ネットワークを構築するための構成要素として「チーム」「協議会」「中核機関」があります。



市では、中核機関に必要とされる4つの機能（広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能）を、市が主体となって整備を進め、段階的に権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に取り組んでいきます。

施策の展開

1 目的

権利利益を守り、自分らしい生活を継続できる支えあいのまちを目指して

高齢化や知的障害等による認知機能の低下等により判断能力が不十分になっても、本人の意思や尊厳を尊重し権利行使や権利を守り実現することができるように成年後見制度の利用を促進していくことは、支援を必要とする人にとって重要です。

市は、成年後見制度の周知及び利用促進を図り、住み慣れた地域における人と人とのつながりあいの中で、誰もが安心した生活を送ることができるまちづくりを進めていきます。

2 基本目標

基本目標1 必要な人がむすびつく

支援を必要とする人たちの成年後見制度活用が促進されるよう、また、地域の人たちの権利擁護に対する意識を高められるよう、制度の広報・周知を図ります。

また、支援を必要とする人たちや生活に不安を抱える人たちの受け皿となる相談窓口の周知及び機能充実を図ります。

基本目標2 必要な支援につながる

相談にむすびついた人が、必要となる支援を埋もれることなく受けられるよう、既存の保健・医療・福祉に司法も含めた権利擁護の視点から支援内容を検討する組織を整備し、制度の適切な活用を推進することができる体制づくりを進めます。

基本目標3 安心して生活できる体制づくり

その人らしく安心して生活していくうえで、地域の気づき、見守りのネットワークや、市民後見人等の後見人等の存在は欠かせません。また後見人等だけでなくチームで被後見人等に関わる体制を整え地域の支えあいにより支援が継続されるよう地域連携ネットワークの構築を進め、権利擁護支援が適正に行えるよう取り組んでいきます。

3 施策の展開

【基本目標 1】 必要な人がむすびつく	
基本施策	施策の方向性
(1) 広報機能の充実	成年後見制度は生活を守り権利を擁護するための方法であることを、様々な媒体を活用して広く周知啓発を行っていきます。また、支援が必要となる人を発見し支援につなげていくために発見機能を強化するとともに、相談窓口の周知を行います。
(2) 相談窓口機能の強化	成年後見制度に関する各相談窓口が、さまざまな情報等を把握し連携を図ることにより、相談に対し適切な助言及び情報提供を行い、必要な支援につなげられるよう相談窓口機能の充実・強化を図ります。

【基本目標 2】 必要な支援につながる	
基本施策	施策の方向性
(1) 関係者支援方針会議の開催	関係者支援方針会議により、相談に対する対応について、司法関係者を含め、権利擁護の視点から必要な対応を検討します。
(2) 申立てのできない人への支援	判断能力が不十分で家族や親族から支援が受けられない人に対して関係機関と情報共有を行い、市長申し立ても含め、適切に制度活用が図られるよう支援します。
(3) 後見人等の受任調整	制度の活用が必要な人に対して、どのような支援が必要か、課題は何か、後見人等にどのような支援を求めるのか等、専門職も交えて整理し、後見人等候補者の受任調整を行います。

【基本目標３】 安心して生活できる体制づくり	
基本施策	施策の方向性
(１) 地域連携ネットワークの構築	関係団体や専門機関で構成する地域連携ネットワークを構築し、地域資源を活用しながら継続的な支援を行うことのできる仕組みづくりを進めていきます。
(２) 中核機関の設置	中核機関の設置に向け、中核機関が担う広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能及び後見人支援機能を段階的に整備していきます。
(３) 後見人等支援機能の構築	被後見人等が安心して生活でき、後見人等も孤立せず支援ができるよう、「チーム」での支援体制を整え、見守りや不正の防止を図ります。 また、親族後見人等が相談できる体制も検討していきます。
(４) 市民後見人の養成	被後見人等が住み慣れた地域で身近な人の支援を受けながら、安心した生活を送ることができるよう、市民後見人の養成を行います。
(５) 成年後見制度利用援助事業	成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合であっても、その費用の一部を助成することによって、必要な人が必要ときに成年後見制度が利用できるよう支援していきます。

４ 計画の推進体制

本計画を実行性のあるものとするため、令和３年度から令和７年度を計画期間とした実施計画を策定し、ＰＤＣＡサイクルに沿って目標の達成状況を点検・評価するとともに、必要に応じて見直しを行っていきます。